

ちむぐくるプラン

第一次南風原町地域福祉推進計画

(第一次南風原町地域福祉計画・第四次南風原町地域福祉活動計画)



絵：宮城 愛菜

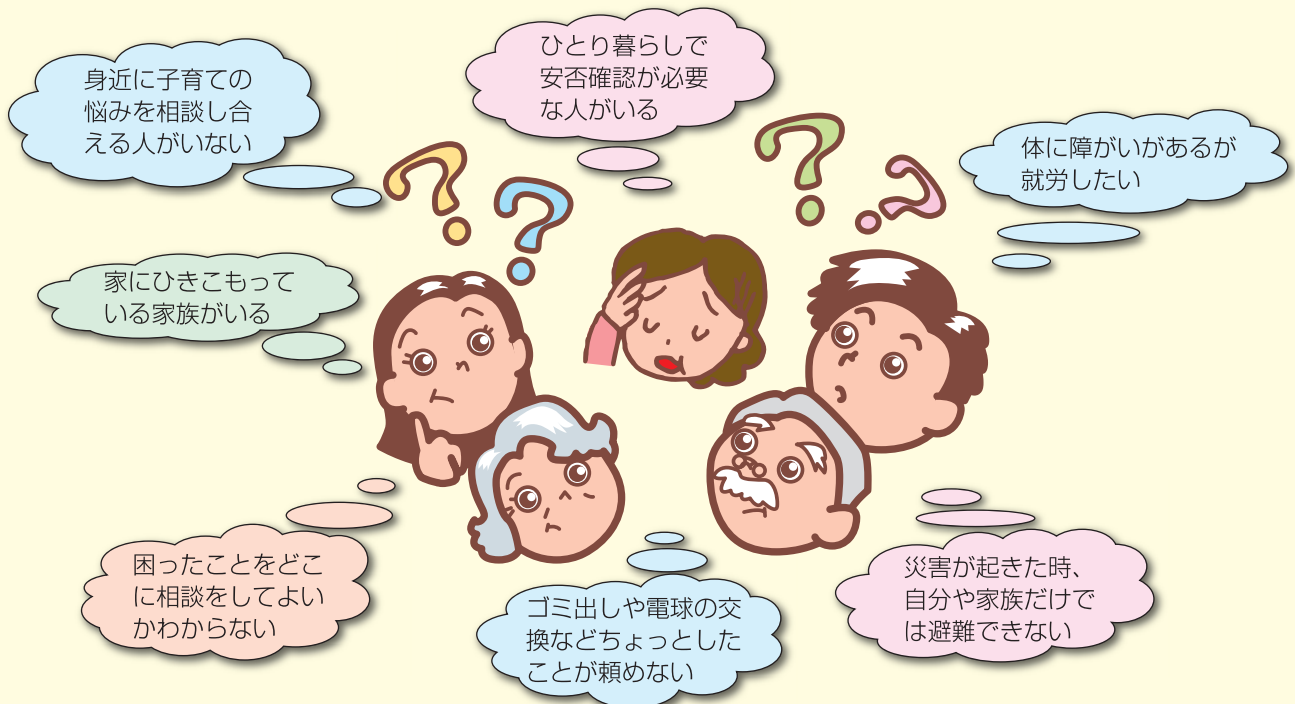
平成 26 年 3 月
南 風 原 町
南風原町社会福祉協議会

地域福祉とは



地域には、子どもからお年寄りまで、また、障がいのある人や介護が必要な人など様々な人が住んでいますが、中にはいろいろな「困った」を抱えて暮らしている人がいます。

例えばこんな「困った」を抱えた人がいます。



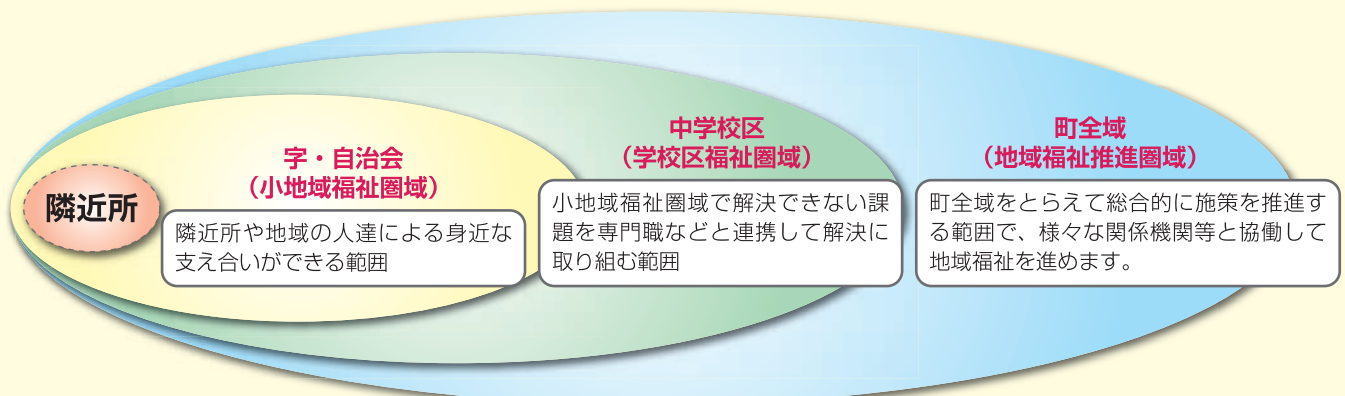
しかし、こうした「困ったこと」の解決には、行政によるサービス（公的福祉サービス）だけでは難しいことが増えてきています。これからは、行政のサービスも利用しながら、隣近所や地域のみinnで支え合う（地域の共助）ことが求められています。

「地域福祉」とは、『共に生き、支え合う地域づくり』をみんなで進めていくことです。地域の支え合いによる福祉といってもいいでしょう。

福祉圏域



地域福祉を進めるために、3つの圏域を設定しています。その基礎単位となるのが字・自治会を単位とした圏域（小地域福祉圏域）で、隣近所の助け合いを含めた、地域の人達による見守りや生活支援などの活動を行う範囲です。現在町内には19の字・自治会があり福祉活動を展開しています。

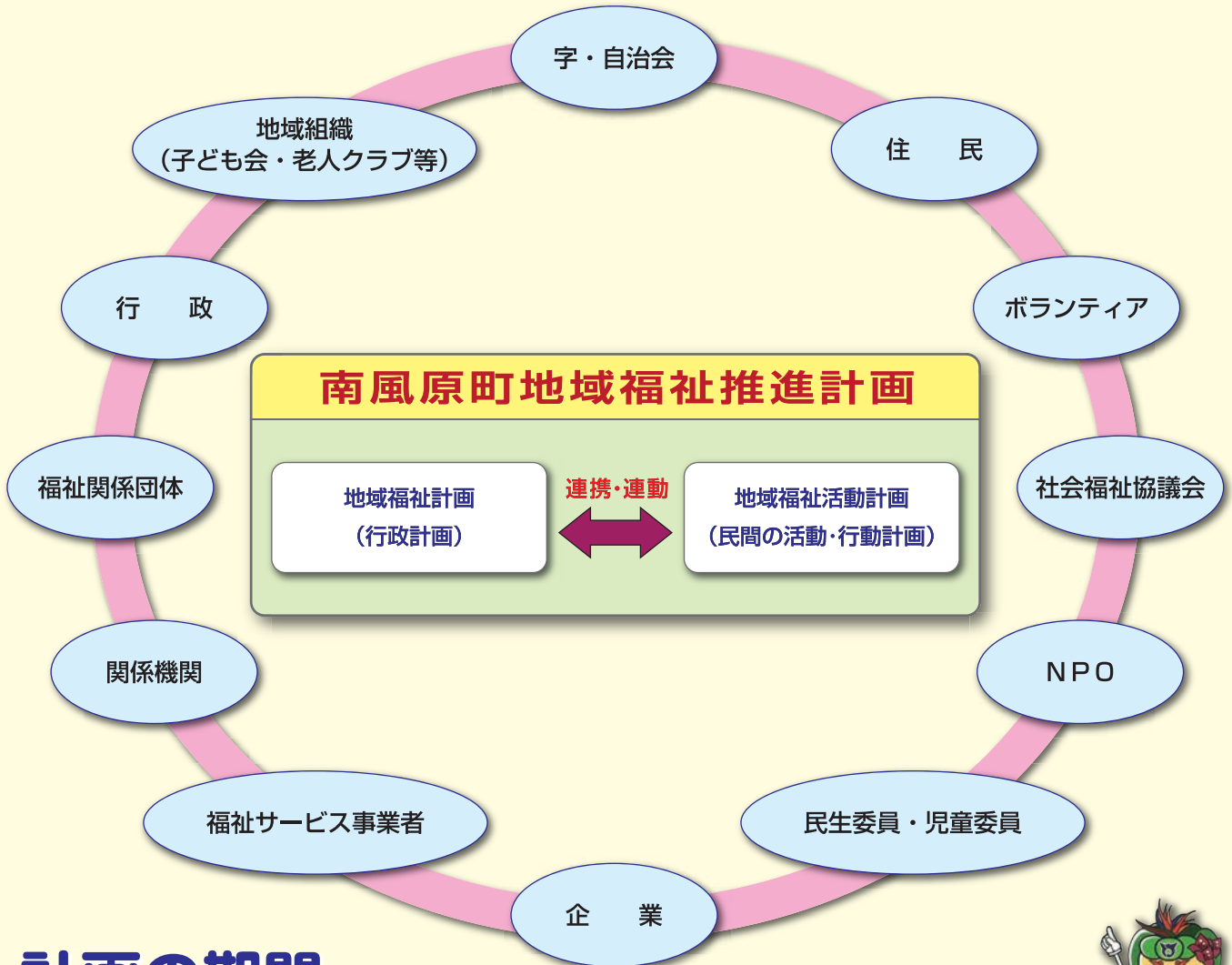


地域福祉推進計画とは



「地域福祉推進計画」とは、地域福祉を進めるための考え方や行政、社会福祉協議会が取り組むことを明らかにしたものです。また、住民・福祉関係団体等・福祉サービス事業者に期待することを掲げ、地域みんなが一緒になってよりよい福祉のまちを目指すこととしています。

地域福祉推進計画は、行政がつくる「地域福祉計画（行政計画）」と社会福祉協議会がつくる「地域福祉活動計画（民間の活動・行動計画）」を一体的に策定した計画です。両計画とも住民参加に基づく地域福祉の推進を目的とした計画であり、互いに連動した取り組みを行うことが効果的であることから、一体的に策定しました。



計画の期間



「第一次南風原町地域福祉推進計画」の計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。なお、今後の社会情勢の変化や関連法制度の動向などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】

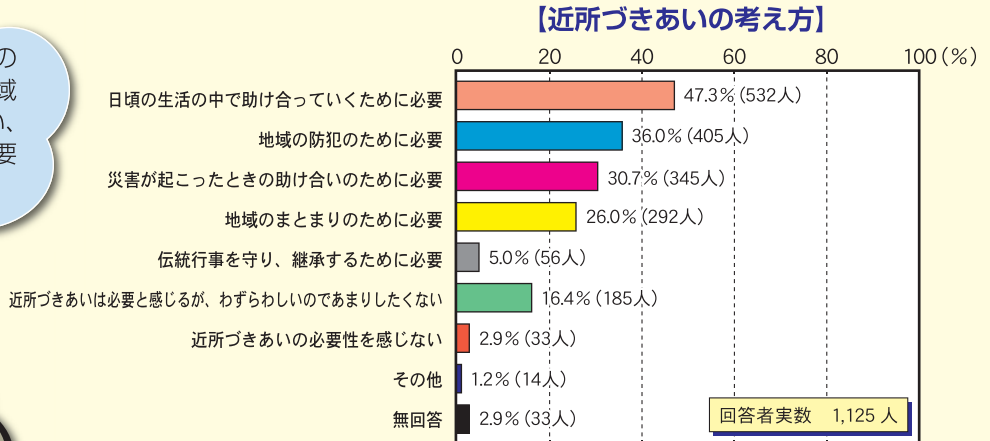
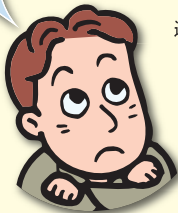
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度～
第一次南風原町地域福祉推進計画	→ 見直し →					→ 次期計画 →

アンケート調査からみた近所づきあいや地域の課題

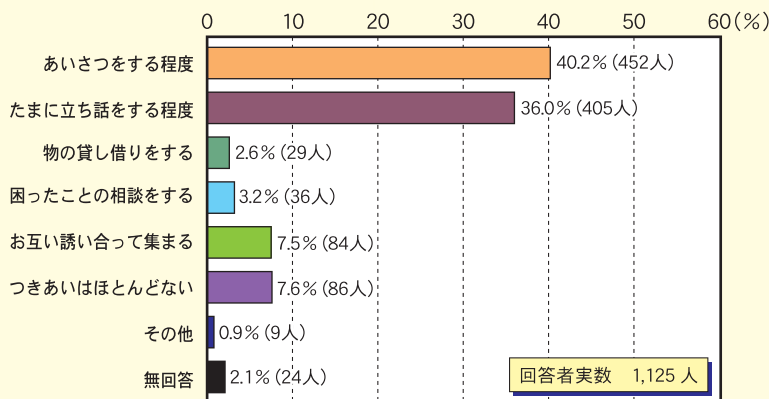


住民の地域福祉に対する考え方や地域活動、ボランティア活動などの状況を把握し、計画策定の基礎資料とするために、アンケート調査を実施しました。

近所づきあいについて多くの住民は日頃の助け合い、地域の防犯、災害時の助け合い、地域のまとまりのために必要であると考えています。



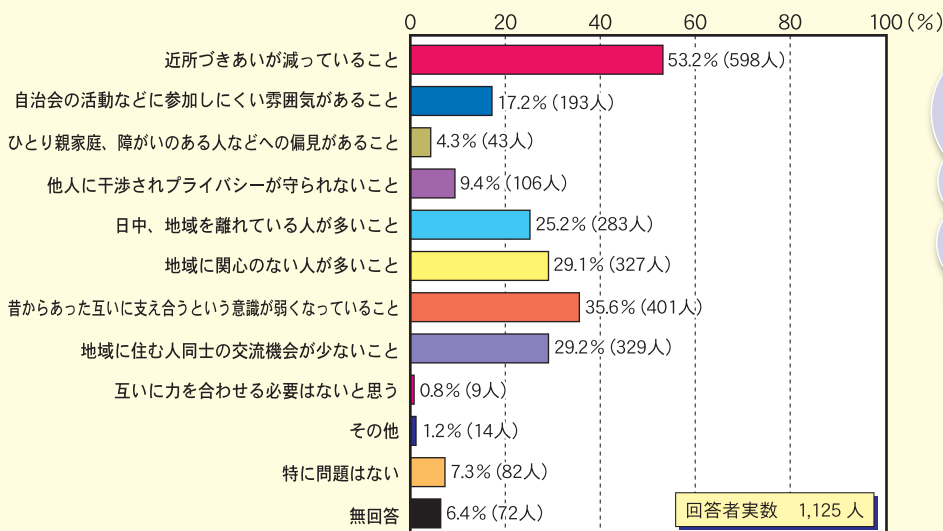
【隣近所との関係】



しかし、実際の近所づきあいは「あいさつする程度」、「たまに立ち話する程度」といったさらりとした関係にとどまっています。



【住み良い地域社会を実現していく上での問題】



住み良い地域社会を実現していく上での問題についても、「近所づきあいが減っている」が最も多く、次に「昔からあった互いに支え合うという意識が弱くなっている」が2番目に多くなります。





ワークショップを開催しました

アンケート調査とともに住民の意見を計画に反映させるために、住民ワークショップを開催しました。ワークショップでは、参加者が身近な地域の福祉課題を出しあい、次に課題を解決するために行政でないといけないこと（公助）、地域のみんで助け合うこと（共助）、住民一人ひとりができること（自助）に分けて、意見を出しあい話あいました。



《ワークショップで話し合ったこと（内容の一部）》

テーマ	課題	良くするために		
		公助	共助	自助
子ども・子育て	○子育ての支援を受けている母親たちがきまっている。もっと必要な人達に輪を広げる。	・支援が必要な人達の把握 ・支援内容の発信（サービス内容についての情報発信）	・保護者への声かけ	・隣近所で声かけしあう
	○遊び場の遊具が壊れていると困る。 ○小・中・高校生が携帯、スマホ持ちすぎ。家族や友人、地域の方ともっとコミュニケーションをとる。 ○学童がこんなに多かった？子供たちが集まる場が減った。公園あるが集まらない！あぶない。	・安全な遊び場の整備	・定期的な見回り（公園や遊び場）	・個々の点検（危険カ所の報告）
つながり	○自治会への加入が少ない。 ○地域活動に参加する人が限られている。 ○隣近所、アパート周辺のつながりが薄い。 ○新興地（兼城、宮平、津嘉山など）で孤立している人がいる。 ○新住民との連携が難しい。	・役場の各窓口で自治会への加入をすすめる	・自治会への加入呼びかけ ・活動のPR	・積極的に地域活動に参加する ・近隣の未加入者に声かけて誘う
情報提供	○各々がどんなサービスが受けられるかの周知方法（行政だけでなくみんなで広められれば）。 ○情報量が少ない・遅い。（情報公開などの問題） ○どのような制度（給付など）があるか分からない。 ○何かやりたくても何が出来るか分からない → 人材バンクなどの設置やPR。	・わかりやすい情報発信 ・素早い情報提供 ・情報案内課（総合窓口相談など）を作り、教える。 ・地域の区長や掲示板の活用 ・パンフレットの提供 ・窓口などで受けられるサービスをお知らせする。	・字のブログ作成 ・字の情報などをマイクや掲示板を利用し、活用する。 ・地域で受けているサービスを活かす。（おしゃべりついで） ・地域内の老人クラブ、女性会、子ども会などの情報共有（評議員に代表者を出す） ・集まる機会を作る。	・飲みニケーション ・個人で地域アピール（インターネット活用） ※個人情報に注意
生活	○ゴミ出し。一人暮らしの高齢者や寝たきりの方でも利用できるゴミ出しサポートがあれば良いのかなと思う。 ○一人暮らしの高齢者のお宅が多いから、心配。	・訪問事業の拡充	・無償のボランティア参加 ・地域の福祉ネットワークの活用	・隣近所の助け合い

*ワークショップには28人の住民が参加しました。

計画の基本理念



アンケート調査では、地域の人々がお互い力を合わせて、住みよい地域社会を実現していく上での問題として、近所づきあいや相互扶助の意識が希薄になっているとの意見が多い結果となりました。一方、住民ワークショップでは、「南風原町はこんな町だったらいいな」のイメージとして「人と人とのつながり」、「笑顔」がキーワードとなりました。多くの住民が住民同士の絆を強めることの必要性を感じていることがわかります。

そこで、南風原町がこれから福祉社会を構築していくにあたっては、地域に暮らすみんなが人と人とのつながりを基本に、「共に生き、支え合う」地域社会を形成するという観点に立ち、ちむぐくるを大切に、笑顔あふれる福祉のまちの実現を目指します。

ちむぐくるで笑顔あふれる 福祉のまち南風原

■ 「ちむぐくる」とは

沖縄の方言で「人の心に宿る、より深い思い」を指すと言われていますが、人によって解釈が多少異なります。この計画では、「思いやり、優しさ、助け合いの精神、他者の苦しみを共有することのできる心」などを表す言葉として使います。

計画の基本目標



基本目標1 共に支え合えるまちづくり

- 人と人がふれあい、相手を理解し認め合える取り組みを推進します。
- 自治会への加入促進や地域活動の活性化を推進します。
- 字・自治会を中心とした地域福祉への住民参加の仕組みづくりを進めます。
- 福祉意識の高揚、ボランティア活動の推進、関係団体の活動を支援します。

基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

- 支援を必要とする人が相談しやすい環境づくりを進めます。
- 自らサービスを選択できるよう保健・福祉・医療等に関する情報提供の充実を図ります。
- 利用者本位のサービスとなるよう、サービスの量的整備や質の向上などの取り組みを進めます。
- 生活困窮世帯等への支援や権利擁護の充実に取り組みます。
- 生きがいづくり及び健康づくりを推進します。

基本目標3 安心・安全な人にやさしいまちづくり

- 公共施設等のバリアフリーを進めるとともに、ユニバーサルデザインの地域への普及啓発に取り組みます。
- 高齢者、障がい者に配慮した住環境の向上を進めます。
- 地域と連携した交通安全対策、防犯・事故防止対策、防災対策の推進を図ります。

計画の体系



基本理念

ちむぐくるで笑顔あふれる福祉のまち南風原

基本目標

1 共に支え合えるまちづくり

2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

3 安心・安全な人にやさしいまちづくり

基本施策

- (1) 豊かなコミュニティの基盤づくり推進
- (2) 字・自治会を中心とした地域福祉活動の推進
- (3) 福祉意識の高揚
- (4) ボランティア活動の推進・関係団体等への支援

- (1) 相談支援の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) 福祉サービスの向上
- (4) 生活困窮世帯等への支援
- (5) 権利擁護の充実
- (6) 生きがいづくり推進
- (7) 健康づくり推進

- (1) 快適で利用しやすい施設、住環境の整備推進
- (2) 交通安全対策の推進
- (3) 防犯・事故防止対策の推進
- (4) 防災対策の推進

計画の具体的な取り組み



基本目標 1 共に支え合えるまちづくり

基本施策	行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
(1) 豊かなコミュニティの基盤づくり推進	①あいさつ、声かけ運動の推進強化 ②交流活動の推進 ③住みよいまちづくりを話し合う機会の創出 ④自治会加入促進 ⑤地域活動の活性化推進 ⑥地域のモラルやマナーの向上推進	①支え合い・たすけあう地域づくり ②地域づくりに関する情報共有の場づくり ③字・自治会加入促進と地域活動の活性化
(2) 字・自治会を中心とした地域福祉活動の推進	①小地域福祉活動の広報啓発の推進 ②小地域福祉活動への支援 ③コミュニティソーシャルワーク体制の充実支援	①住民主体の地域福祉活動の推進 ②地域性重視の支援体制づくりの推進
(3) 福祉意識の高揚	①福祉教育の推進 ②福祉意識啓発の充実 ③男女共同参画の推進 ④人権教育・啓発の推進	①福祉教育の推進 ②福祉意識の高揚
(4) ボランティア活動の推進・関係団体等への支援	①ボランティア活動の推進支援 ②関係団体等への支援	①ボランティア活動の推進 ②福祉団体の支援 ③ボランティア団体、企業、NPOとの連携

基本目標 2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

基本施策	行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
(1) 相談支援の充実	①相談窓口の周知と利用啓発 ②相談支援体制の充実	①福祉総合相談事業の推進 ②相談支援体制の充実・強化 ③相談機関等の情報共有と連携強化 ④住民相互支援体制の充実
(2) 情報提供の充実	①情報提供の充実 ②相談窓口間の連携 ③相談員の資質向上	①情報提供の充実
(3) 福祉サービスの向上	①サービス基盤の整備推進 ②関係機関等が連携した包括的な支援の推進 ③サービスの質の向上 ④移動支援の推進	①宅生活を支える福祉サービスの充実 ②福祉サービスの質の向上 ③移動支援の推進 ④介護保険事業及び障害福祉サービスの検討
(4) 生活困窮世帯等への支援	①生活保護制度の適正実施 ②低所得者への支援の推進 ③生活困窮者自立支援	①低所得世帯に対する支援 ②生活困窮者の自立支援の推進
(5) 権利擁護の充実	①権利擁護のための制度等の利用支援 ②障がい者の権利擁護に関する啓発 ③虐待等防止対策の推進	①金銭管理等日常生活の支援
(6) 生きがいづくり推進	①生涯学習の振興 ②高齢者の生きがいづくり支援 ③障がい者の生きがいづくり支援	①生きがいと社会参加の促進
(7) 健康づくり推進	①健康への意識啓発 ②受診勧奨と保健指導の強化 ③個人の健康を支える環境づくり ④健康長寿復活に向けた県との連携	

基本目標 3 安心・安全な人にやさしいまちづくり

基本施策	行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
(1) 快適で利用しやすい施設、住環境の整備推進	①公共施設の整備推進 ②ユニバーサルデザインの普及啓発 ③住環境・在宅生活の向上支援	
(2) 交通安全対策の推進	①交通安全運動の推進 ②交通安全環境の点検・整備推進 ③交通安全教育・指導の推進	
(3) 防犯・事故防止対策の推進	①防犯指導の充実 ②防犯設備の整備推進 ③情報の提供と見守り等支援の推進 ④通報システムの普及推進 ⑤遊び場等の安全確保推進	①子どもの安全確保推進 ②子どもを守るネットワークづくり ③消費者被害への対応の充実
(4) 防災対策の推進	①災害に強いまちづくり推進 ②災害時要援護者支援体制の構築 ③災害時要援護者避難支援計画の策定 ④緊急情報伝達手段の充実	①災害ボランティアセンター機能の充実 ②災害時避難支援体制構築に向けた連携強化

第一次南風原町地域福祉推進計画(ちむぐるプラン)

<第一次南風原町地域福祉計画・第四次南風原町地域福祉活動計画>

発行年月：平成26年3月

発行：南風原町 民生部 こども課

〒901-1195 南風原町宇兼城686番地

TEL：098-889-7028

FAX：098-889-7657